

教育機会確保法が成立

毎日新聞 2016年12月7日

不登校の児童生徒を国や自治体が支援することを初めて明記した議員立法の教育機会確保法が7日、参院本会議で可決、成立した。当初はフリースクールなど学校以外での学習で義務教育を果たしたとする制度の創設を検討していたが、反対意見が強く大幅に修正。学校以外での多様な学びの重要性は認めつつ、児童生徒の状況に応じた情報提供や助言を促す内容となった。

同法は「不登校の児童生徒」は、学校を相当の期間欠席しており、集団生活に関する心理的負担などで就学が困難な状況と定義した上で、休養が必要だと指摘。国や自治体に、児童生徒の状況の継続的な把握のほか、学校や支援施設的环境整備も求めた。

小中学校に通うことができなかつた人に対し、夜間中学校などの教育機会を確保することも盛り込んだ。付則で、施行後3年以内に、見直しを含めた必要な措置を講じるとしている。

文部科学省はモデル事業として、2015年度補正予算でフリースクールに通う子どもの必要経費を補助しているが、同法成立で支援拡充が期待できるとしている。